# 福祉労務ナビゲーション



2022年9月

## 育児・介護休業 改正への対応はお済みですか?

セミナー等でもお知らせしているとおり、10 月より育児休業制度に関して大きな改正があります。

- ①「出生時育児休業(産後パパ育休)」制度の創設 子の出生後8週間以内に、合計4週間まで取得でき る休業(2回まで分割取得が可能)。※通常の育休と は別カウント。
- ②育児休業は分割して2回まで取得可能に

夫婦が交代で育休を取ることを支援。男性は出生時 育休とあわせて4回まで取得できることとなる。

…この改正に伴い、法人・事業所の「育児・介護休業規程」等の変更も必要になります。かなり複雑な仕組みになり、法律の文章も非常に分かりにくいため、国のモデル規程をしっかり読み込んで、現行規程を修正するようにしてください。

あわせて、すでに4月からは

- 〇有期雇用者の育児・介護休業の取得要件「勤続 1 年 以上であること」を撤廃(労使協定によって除外可)
- ○育休を取得しやすい環境整備(育休に関する研修の 実施や、相談窓口の設置など)【義務化】
- ○対象者への個別の制度周知、休業取得の意向確認【義務化】

といった改正も行われており、取組が求められます。 内容をきちんと把握し、10 月からの施行に間に合う ように規程の改正、労基署への届出を行いましょう。

#### いまさら聞けない扶養の話 ②

前回は、税金における扶養の仕組み、そして「103万円の壁」について説明しました。給与年収が「103万円」を超えた場合、配偶者の扶養控除(配偶者特別控除)はすぐには変わりませんが、本人に所得税がかかるようになる、ということを覚えておいてください。

ちなみにたとえば 104 万円の年間収入があった場合、 課税所得は 1 万円、これに税率 (この場合 5%) を掛けた 500 円が、その人のその年の所得税額となります。 (ですので、実は 103 万円の壁を超えることがすぐに 大きな負担につながるわけではありません) 続いて「社会保険」における扶養の話です。「社会保 険の扶養に入る」とはどういう意味かというと、

- 1. 自身で保険料を負担せず、健康保険証が持てる(扶養者と同一の健康保険制度に加入)。
- 2. 配偶者の場合、年金の第3号被保険者となり、自身で保険料を負担せずに国民年金を納めている扱いになる。

ということです。

そしてこの扶養に入る条件が、

- ○被保険者(扶養をする人)の3親等内の親族であること(一部の人は同居要件あり)
- 〇年間の収入見込が 130 万円 (60 歳以上または障害 者の場合は 180 万円) 未満、かつ、被保険者の収 入の半分未満であること

となります。この要件に該当しない人は扶養には入れない、つまり、何らかの「健康保険・年金」制度に自身で加入する(=保険料を自分で払う)必要が生じる、ということです。これが「130万円の壁」です。

次回へ続きます

# 「働き方セミナー」に登壇します

NPO 法人「市民後見ネットワークながの」という団体よりご依頼をいただき、「パート・アルバイトで働く方の働き方セミナー」でお話しします。(別添チラシ参照)

日時: 令和4年10月15日(土)13:30~15:00

場所:長野市勤労者女性会館しなのき

(会場参加の他、オンライン参加も可能です)

主にはパート等で働く主婦の方、特に扶養の範囲内で働いているような方に向けて、扶養のメリット・デメリット、社会保険のイロハ、今後の働き方について解説する予定です。どなたでもご参加できますので、ぜひ事業所内でも周知いただければと思います。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL : https://www.sugiyama-sr.net/

Mail: mail@sugiyama-sr.net